

政治倫理委員会

日 時	令和元年 10 月 17 日 (木)	11 時 20 分 開会 12 時 13 分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 会議室 3	
出席議員	(委員長) 7 番 大井俊彦 (副委員長) 5 番 平口朋彦	
	15 番 鈴木千津子	13 番 中野康子
	12 番 澤田隆弘	9 番 植田博巳
欠席議員		
その他議員		
事務局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 北原大輔	
説明員及び その他議員		
傍聴	6 番 藤野 守 3 番 原口康之 2 番 濱崎一輝 1 番 鈴木長馬	

署名 政治倫理委員会委員長

[午前 11時20分 開会]

開会の宣告

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

昨日開催した倫理委員会の作業の中で、1月17日の全員協議会での発言、行動等々の問題点の洗い出し、それから3月7日の一般質問での言動、行動等による問題点の洗い出しをしていただきました。

きょう、皆さんに改めてペーパーで、きのう皆さんにから洗い出しをしていただいた内容について、事務局のほうでまとめていただきました。本当に短時間でありありがとうございました。

2 協議事項 (1) 審査内容の整理・確認について

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

まず最初に、きょうはこの洗い出したこの内容を、これでいいのかどうかということをも、もう一度再認識いただいて、いいとなれば、これを共通認識いただいて次のステップに進んでいくというような段取りで進めていきたいと思っておりますので、まずはきのうの皆さんからの洗い出しのご意見等々につきまして、洗い出したものを、事務局のほうから先に朗読をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

事務局次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

昨日の委員会の中での、1月17日の全員協議会と、3月7日の一般質問での問題点について、皆さんから出された意見を朗読させていただきます。

まずは全協での問題点になります。

市長報告の中で発言をされた、議長の再三にわたる制止を振り切り発言を続けた。制止した理由も確認せず、申し開き弁明もしないで発言を続け正当性を欠いている。

「犯罪は成立する」と議題にはない人身攻撃のようなものは許されるものではない。違反をしていると確定しているかのような発言だった。

倫理規定は、市民に対しての犯罪行為、セクハラについて規定しているもので抵触していないが、全員協議会での発言、制止を振り切ったことは一定のルール違反である。

当局がいる中での言動にがっかりした。あってはいけないことである。

選挙管理事務について始めた質問は違っていないが、話がずれてしまったことで一度は制止し、市長への質問を、と発言を許したが議員への批判となってしまった。

次に、一般質問での問題点です。

「議員の資質はあるのか」と人格攻撃をするようなことはあってはならない。

「明らかに公職選挙法第129条違反容疑の文書」と言い切っている。決めるのは警察、検察で

ある。個人のことに特化して話をしている不規則発言であり、また事実に基づかない話をすることも問題である。

「太田議長の妨害があって」と発言されたが、議事統理である。

一般質問における行財政の一般事務に関することから逸脱している。

議会のルールとして、発言は議長の許可を得てするものである。それを妨害ということが問題である。

一般質問は、市当局の一般事務に関して行い、見解を求めることであるが、当該議員の発言が一般事務に該当するかどうか問題である。

「議長の変態をとがめ、市長の品位をただす」と発言している。一般質問の最中に外れてしまっている。

議事を整理すべき議長が、発言をとめなかったことにも問題がある。

発端となった文章があるということは認識を。議事進行のルールにのっとりやっていた。問題はない。

以上でございます。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ありがとうございます。

きょう、この資料は傍聴者には配ってありません。というのは、かなり個人的に踏み込んだ内容になっておりますので、この資料の取り扱いについては嚴重注意としてください。お願いいたします。

それでは、今、きのうの作業の中で皆さんから出た意見を朗読していただきましたけれども、この点について、訂正したほうがいいのか、もっと加えたほうがいいのかという内容があれば、皆さんから出していただきたいと思います。

いかがでしょう。

平口委員。

○（平口朋彦君）

全員協議会での問題点のところ、まずは。「倫理規定は、市民に対しての犯罪行為、セクハラについて規定しているもので抵触していないが」、というふうに前回指摘をされた委員がいらっしゃるんですが、ここの部分は、委員会でもまだ認識がきちりと定まっていない部分なのかなと思います。相互に意見が分かれるところかなと思います。ここの部分を整理することは必要かなと思いました。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ほかに。

一点、「倫理規定は、市民に対しての犯罪行為、セクハラについて規定しているもの」ということですが、この点ちょっと疑問に思いますね。ちょっと目的が違うのかなというふうに思います。

この点、どう思います。今言ったところ。

植田委員。

○（植田博巳君）

きのう、確かにこういう発言はさせていただきました。ただ、この全員協議会での問題点という中の整理であれば、それは割愛してくれて結構でございます。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

では、そこの「市民に対しての犯罪行為、セクハラについて規定しているもの」というのは、削除してもいいですか。

○（植田博巳君）

結構です。きのうは、私の意見としてそういう発言をさせていただいたものですから、ここに記載する項目としては、この論点以外の話だと理解します。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

わかりました。では事務局、ここはカットしてください。

ほかにありますか。

中野委員。

○（中野康子君）

きのうの中で、ちょっと落ちているかなと思ったのは、第9条のほうで、「審査のため必要があるときは議員及び参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる」という、できる規定のことまで話をしたと思うんですが、その部分が欠けているかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

そこは、この今まとめたものは、全員協議会と一般質問における問題点を洗い出したものであって、この第9条のものは、今後の進め方の中で参考人として呼ぶか呼ばないかというような話になりますので、それはまた次のステップでお願いします。

○（中野康子君）

わかりました。了解です。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

いかがでしょうか。

全協と一般質問での問題点の洗い出しの中で、これでよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

いいですか。

それで、次に進めたいと思いますけれども、問題点等々につきましては、この辺で皆さん共通認識を持っていただきたい。

その上で次のステップに進めていきたいと思いますので、お願いしたいと思いますが、今

後の進め方ということで、今、中野委員から話がありました規定第9条第1項「議員及び参考人の出席を求め、その意見を聴くことが」できる規定となっているということで、その対応について、無理に出席を求める必要があるかどうか。まずは議論をしていただきたいと思います。

中野委員。

○（中野康子君）

あくまでもこれ、第9条はできる規定であります。そして、これだけの一般質問、それから全員協議会での問題点を洗い出したわけですので、別に弁明を求める必要は全くないので、これは参考人としてその意見を聞くなんて、出席を求めなくてもいいというふうに私は思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

今、中野委員が言われたように、今問題点を洗い出した、きのうの作業ですけれども、これは全協についても、一般質問についても議事録から拾い上げたものですから、本人が確実にしゃべったことから拾い上げてありますので、本人がここの席に来て確認をするという意味でも、これはもう既に実際に本人がしゃべったことですので、この点については、本人から事実関係を確認する必要はないのかなというふうには思います。

何かご意見ありますか。

平口委員。

○（平口朋彦君）

今し方、このペーパーにありますように、米印で色が塗られています。上記に挙げられた問題点は委員各位がそれぞれ洗い出した認識を、今、第6回のきょう行われている政治倫理委員会で共通認識化したものだと思います。委員として、この問題点、全協と一般質問の問題点は委員会全体として問題点として共通認識化しました。これについて、疑義が認められる、もしくはさらに当該議員の思いというか、そういうものを聞く必要があるのであれば、出席を求めるべきだとは思いますが、今現状、これ以上の、当該議員から説明を求める部分は、この認識以上のものはないのかなと、私は判断をします。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

私は、この整理確認については、それぞれの意見、委員の方が発した意見ということで理解はしています。その中で、これが議事録からきていますけれども、そこに至った経緯、ここを全員協議会でこういうような一定のルールを、制止を振り切って発言した経緯、あるいは一般質問した経緯、それをやはり、その申請書にありますように、個人議員の名前、良知義廣議員によるというふうな、ちゃんと明記してありますので、やはりそういった経緯から聞いていかないと、実際、どうしてこういう発言だったのか理解できないと思います。

ですから、私は政治倫理委員会としての、趣旨は以前から言っているように、倫理規程には私は抵触していないというのは何度も言っていますが、そういった中で、ちょっと私としても、

しゃべり方はどうしてしゃべったらいいかわからないんだけど、規定に入っていないにもかかわらず倫理委員会が開かれていると、私の感覚ですよ。委員会で倫理委員会が開催されたとなれば、従わざるを得ないのかとは思いますが、やはりご本人のここに至った経緯というのもちろんとお聞きにならないと、呼ばないでそのまま倫理委員会として最終的に何らかの措置を与えるとなると、やはりご本人の名誉も当然あるでしょうし、それを受けた太田議長の名誉も当然あると思いますけれども、やはりここに来て、そういった経緯もちゃんと聞く必要があるのではないかと、私は思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ほかに。

平口委員。

○（平口朋彦君）

今し方の植田委員のお話に関して、私が感じたことなのですが、経緯を確認するという部分でいえば、プロセスとしてそういうプロセスがあってもいいかなとは思いますが、ただ、審査をしていく中でその経緯を聞いたことがどういうふうな作用をもたらすのかというのを、まず聞きたいと思います。

あと一点。先ほど政治倫理委員の規定には当たらないということ、先ほどだけじゃなくて、今までの中でもそういうような認識を示されておりました。この規定、当然帯に短したすきに長しではなくて、ある程度練り上げて、草稿から練り上げてつくられたものだと思うんですが、こうして現に個々の解釈が割れている以上、しっかりとそこは政治倫理規定に当たるのか当たらないのかというのは、きっちり詰めたほうがいいのかと個人的には思います。

このまま行っても、解釈の違いをずっと先送りにしたら、最終的な委員会としての判断というのは、どんなタイミングになっても出ないと思うんですよね。そこを、じゃあ、そのものずばりを言います。第2条第1項に当たるのか当たらないのかということ、きっちり詰めた上で、経緯、先ほど言いました経過、プロセス、経過を聞くというプロセスが、今後、この委員会の審査にどういった影響をもたらすか、どういったことが予想されるかお聞きしたいです。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ちょっと待ってくださいね。ちょっと進行を変えます。順序がちょっと、このままでいくと平行線辿りそうな形になりますので、最初に、前の大石和央議員のときにも少し話が出たかと思うんですけども、今回洗い出しをしてもらいました。問題点を。今、挙げてあります。事務局からも朗読をしてもらいました。皆さん、共通認識として持ってもらっています。それを踏まえて、踏まえて第2条第1項第1号に該当するかどうかを、先に決をとりたいと思います。とった上で、決をとった上で、次の進行、今やろうとしていた進行に戻りますけれども、先に順序を変えて、皆さんに決をとりたいと思います。

今の、あれですよ。基本的には洗い出した問題点を踏まえての決ですよ。踏まえて第2条第1項第1号に該当すると思われる方と、そうでない方の決をとりますので、お願いいたします。

よろしいですか。

平口委員。

○（平口朋彦君）

決をとることに関しては、最終的な手段として、それは全く異論はないんですが、やはり今までの中で、再三四度、自分なりの解釈を言っていたらと思います、各委員。改めて、決をとる前に、もう一度そのことをはっきりと、こういう解釈でこうなんだよというのを、別に平行線になるのか、ひょっとしたらお互いが理解をし合えるのか、そこを討議する必要があると思います。討議をした上で決をとるなり、討議の中でまた善後策というものが出てくる可能性もあると思うんですよね。決の前に、こういうプロセスを踏んだほうがいいんじゃないかという案もひょっとしたら出てくるかもしれない。討議というプロセスは踏まえてほしい。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

わかりましたけれども、なぜ今言ったかというのと、これ、第2条第1項1号に該当しないという考え方のことになれば、この委員会はまだ開く、途中でやめることになると思います。まず、この委員会規定に抵触していなければ、委員会を進行することはできません。ですので、まずこの委員会を継続していくためには、この委員会規定に抵触していることが条件という言い方はおかしいんですけれども、そういうことで委員会を進めていって、是正措置を講ずるという流れになるとと思いますので、という意味で決をとるということをお話ししたんですけれども、副委員長からそういう話がありましたので、とる前に、もう一度、皆さんそれぞれのこの規定にかかわる今のこういった共通認識してもらったものを踏まえながら、一人ずつご意見を伺いますか。いいですか。

それでは、澤田議員からいこうか。

第2条第1項第1号にかかわる手続上の問題でお願いいたします。

それじゃあ先に、鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

私は、議員というのは、やはり市民の信頼に応えるための今回の倫理委員会ということであり、議員はやはり特別職というか地方公務員に当たると思うんです。そういったことから、「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり」、この（1）ですけれども、「市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない」、まさにこのとおりだと思います。ここの部分に、市民からの一般質問においても、これだけ多くの意見をいただいた。そして、ほかの他の議員からも、いろいろな本当にこのままの全協でのあの発言は本当にあれでいいのか、ああいうやり方でいいのかという、そうしたことにおいても、私はこの第2条の、倫理委員会の規定の第2条第1項に、まさにここに当たると思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

中野委員、お願いします。

○（中野康子君）

私は、議員の資質はあるのかと、人格攻撃をするような場面が一般質問の中でありました。そういった言動、それから一般質問の中で、市民の声が投書のほうに寄せられておりました。まさにそれは、「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない」というところに当たると思うのと、それから議会報告会に、何年か前に議会のほっぽらかして旅行に行った議長の処置はどうしたかと、事後報告が全くないというようなことを、今回のこういった議会報告会の市議会アンケートの中に、令和元年度のですよ、それにまで書かれている。それくらいやはり市民の皆さんは市議会というものを、やはりきちんと見ている、それにはしっかりとした形で応えなければならないというのが、今回のこの問題だというふうに思っていますので、十分、第2条に私は抵触すると思っております。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

私は一貫して、今までも何度も述べてきておりますけれども、この倫理規定の第2条第1項（1）については、次の（2）以降の行為を言っているものだと解釈しています。そして、政治倫理とは、汚職とか詐欺、そういったものに対して言っているものであるということで、今回の内容については、議会内のルール等の問題であろうと。発言もそうであろうと。倫理規定に規定する範疇ではないというような見解でございます。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

今までのお話を聞いた上で、同じような思いも持っているもので、その部分を割愛して、私のほうからは技術的な観点からお話をしたいと思えます。

まず、問題になっています第2条第1項ですね。1項が、先ほど植田委員がおっしゃいました、2項から5項にかかってくるものではないかということなんですが、私は1号から5号まで、それぞれ独立していると解釈しております。もし、この1項が独立をせずに2項以降にかかってくるものであれば、例えば、第2条の「議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」というところに内包されると思うんですね。その第2項から5号を遵守するために、市の名誉と品位を傷つけるような行為をしないというふうに、多分上に上がると思うんですよ。それを個別に、5個並列に並べているということは、これは独立していると考えます。

もう一つ、違う切り口から言いますと、第2条第2項ですね。第2には、「議員は、前各号に掲げる」というふうにならうたっています。前各号に掲げるということは、第1条に関しても該当する場合があるというふうに、ここでうたっていると思えます。

つまり、第2号から第5号を総括的にうたっている条項ではなくて、前各号、つまり第1号も各号として独立しているものと考え、その上で、議会内の議事進行にかかわるルール違反があっ

たということは、ひとえに市民の代表である議会が、議会の品位を失墜せしめた。つまりは、市の名誉、品位をも傷つけるような行為だったと私は思います。独立した第1項に抵触していると、私は判断をします。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

澤田委員。

○（澤田隆弘君）

私は、第2条第1項に書いてあるとおり、市民の、「常に信頼される行動をとり」と書いてありますので、やはりこれは、道徳、モラルのことだと思いますので、それは守ってもらいたいと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

わかりました。

一通り、皆さんからご意見をいただきました。私も述べたいんですけども、委員長とした立場で差し控えさせてもらいます。

それでは、皆さん、第2条第1項第1号への思いというのは、それぞれお持ちになっていらっしゃると思います。ですけども、倫理委員会としてある程度の方向性を持たせるためには、まずここは委員会としての結論を出していかないといけないと思いますので、決をとらせていただきます。

まず、この第2条第1項第1号に、この今回の案件が、請求人8人から出されている案件が抵触すると思われる方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

賛成多数です。

わかりました。全員ではありませんけれども、そういう植田委員の考え方を持っているということも委員会としては認識をしていきながら、委員会として、この第2条第1項第1号に抵触しているということに基づいて、これから協議を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ですから、次のステップへ進めます。

もう、抵触しているということの認識から作業を進めていきますけれども、この次は、先ほど言った、ご本人を呼んでお話を聞く機会を持つかどうかということで、これはできる規定で、聞くことができるということになっていきますけれども、今からは、このことについて、まずは皆さんに協議をしていただきたいと思います。

平口委員。

○（平口朋彦君）

委員長の議事統理によって、進行を変更されました。今、また再び戻ったと思うんですが、先ほど私、植田委員に対して投げかけた部分がありますので、その見解等をお答えいただければと。この経過をお聞きすることで、審査にどういった影響なり効果なりを及ぼすと考えていらっしゃる

るのか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

結果、要するに、この案件については、原因があったわけです。ここの資料にもございますように、このそもそもの原因が、平成30年12月の神寄区の太田佳晴議員が地区の会議に広報を載せた。その中にこういう記載があったということの原因として、こういった発言等々が出てきているものと理解をしております。

そういった中で、やはりこの文面がなければ、このような経過は生んではいないだろうというふうに想定されます。そういうことから、やはりこの発言に至った経緯等を、やはりご本人に来ていただいて聞く、お話する必要があるのではないかと。良知義廣議員を今回は申請書の中で、そういう記載して書いてありますので、当然やっぱりその対象となっている方の意見も、ここに議事録で載っている文面ではあっても、やはりみずからやっぱり弁明というか、弁明がいいのかわからないけど、みずからやっぱりそれについて発言することが必要ではないかと思えます。

あわせて、今、決をとった中で申し上げますと、ちょっと今までは言わなかったんですけども、ちょっと言わせていただきたいんですけど、この議長が配付した文書、これに対して市民が選挙管理委員会に上げて、それが警察に行って、いろいろな、どういう形かわかりませんが、なった。これというのも、今解釈した、倫理委員会の皆さんが解釈して手を挙げた中の該当するんだらうと。それはどう思われるのを逆にお聞きしたいと思うんですけど、今、良知議員に対して審議していらっしゃるんですけども、その原因になったこの文書自身を、政治倫理としてこれが妥当かということも、やはり協議する必要が出てきてしまうのではないかなと思えます。

そういった、いろいろな経過というものの、根幹がありますので、やはり良知議員にも出席していただいて、みずからの考え方をやはり述べていただくのが必要ではないかなと思えます。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

お答えいただきました。論点が幾つかあったと思いますが、まず、どれからいきましょうか。政治倫理規程に新たに抵触している、新たにと言ったらおかしいんですけど、この文書自体も抵触しているのではないかという投げかけがありました。それについてはどう思われますかということなので、この後皆さんが言うかどうかかわからないんですけど、私個人としては、それであれば、今回のあくまでも開催請求の中にはその部分が載っていませんので、それであれば別途課題を、課題と言ったらおかしいですけど、問題視される、問題を切り分けて、そういった声が上がってくるのであれば、また政治倫理委員会が開催されるかどうかはわかりません。ただ、そういう請求がされれば、それは政治倫理でまた審査なり、その前の協議というものに入るかと思うんですが、本件に関しては、政治倫理委員会の開催要求に、そこの当該文書が倫理に抵触している

のではないかということをお包していませんので、これは別件でまたするべきではないかなと思うのがまず一つなんですけど、どうします、一遍切りますか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

私は、先ほど申しましたこの文書自身は、私の考え方からすれば、当然政治倫理の基準外ですから、政治倫理の規定には入っていないと、私個人は思います。個人はそう考えています。

しかしながら、その解釈の違いによって、これが市民に対する品位と名誉を傷つけたということになれば、同じなのかな。ですから、皆さんがどう感じるのか、それを聞きたかった。それは別途の申請とか、そういうのもあるのかもしれませんが、私自身は政治倫理規程には抵触していないというふうに、この文書もそう思っていますので、そこら辺をどう解釈するのかなということをおちょっとお聞きしたかったということです。

もし、それがこの委員会の中の協議に不適當だったら、別にそれは構いませんけれども、委員長の考え方で結構です。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

太田議員が配付されたこの文書については、ちょっと冷たい言い方かもしれないですけども、これは、今私たち倫理委員会は、8人の請求人からあった案件について協議していますので、この文書についてどうかということになると、これはまた別に倫理委員会に対して、この文書に対する考え方等の請求があった場合については、倫理委員会として対応いたしますけれども、今のこの場所の倫理委員会としては、8人の請求人からの案件についてのみ協議をしていきたいというふうに思っています。

○（植田博巳君）

了解です。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

先ほどの続きをさせていただきます。植田委員のおっしゃるように、経過をお聞きすべきだと。その原因があったと。原因があつて、ああいった今回問題視されている結果につながったと。原因と結果の因果関係をさらに確認するという意味で、原因の部分、経過の部分をお聞きしたいという意図はわかります。政治倫理規程の中にも、先ほどの第2条2ですね、「政治倫理基準に反する行為があつたと疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」という部分があります。ここの部分をどう解釈するかにかかってくると思うんですね。これを、これはあくまでも疑惑を持たれた議員が責任を努めなければならないとなっています。それを、ここの参考人にするかどうかというところが、一つキーポイントになるのかなと、今のお話を聞いて思いました。

ただ、原因があったとしても、この原因に基づいて、今回共通認識化された、洗い出された問題が情状酌量されるべきではないと、私は思っています。お聞きした結果、そういった思いがあるのであれば、この問題点というのをもいたし方ないねというふうに、同情的と言ったらおかしいですけど、そういう観点で進めるべきものではないと思うんですが、それでよろしいですか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

私は今、平口委員がおっしゃったように、第2条の2ですかね、「倫理規定に反する行為があったと疑惑を持たれた場合は」、そういう中で疑惑を持たれて申請されたというような形になっていますから、やはり「自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」ということがありますから、やはりこれがある以上は、やはり来ていただいて、その辺はお聞きする必要があるんじゃないかというふうに思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

今、第9条において、両方の方を、意見を呼んで聞くか聞かないかということ聞かれているんだと私は思っておりますけど、確かにこの第9条はできる規定であります。そして、本日この開かれた、前回の整理確認、17日の全協での問題点、そして一般質問の問題点、これだけしっかりと洗い出されました。こうしたことから、私たちは裁判をしているのでもなく、本人に罰を与えるとか、そういうことではありません。委員長が前回も言いましたけれども、今後の議会運営について、どうあるべきか、そういったことの審議だと私は思っています。そうしたことから、呼んでもう一度問題点を出てくるとは思われませんし、全協においても一般質問においても、私たちはその場において、事実聞いております。そして、市民からの一般質問においての意見等もいただいております。そうしたことから、呼ぶ必要はないと私は考えております。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

わかりました。

私、委員長としての気持ちというか、判断させてもらいたいと思いますけれども、今回は、基本的にはご本人は呼ばないという形でいきたいと思います。というのは、この該当する部分の議事録、それからきのうの作業で皆さんからいただいた意見の洗い出しの部分、この資料で十分次のステップで協議いただける資料だと私は思っています。

ですから、次は是正措置のほうまで届くような形の作業を進めることになろうかと思っておりますけれども、きょうのところは、そういうことで詰めておきたいと思っておりますけれども、次のステップは、第10条につなげていくような議論、協議をしていく作業で、もうあと一回か二回ぐらいで、ある程度結論を出していかないと、もう時間というか期日もありませんので、そんな作業にしていきたいと思っております。そんなことでいかがでしょうか。

植田委員。

○（植田博巳君）

ちょっと一言。私は呼ぶべきだというふうに言っていますし、そういうふうに考えています。では、委員会としては、今は委員長の話で進めるということで、理解でよろしいですか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

お願いします。

○（植田博巳君）

私は呼ばないといけないと思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

私、みずからこの条文を読んだ手前、確認をさせてください。第2条2に、「疑惑を持たれた場合は」、端折ります。疑惑を解明し、その責任を明らかにするように努めなければならないという、ならない規定があります。にもかかわらず、ご本人をここに呼ばずに話を聞かないということは、もう既に疑惑ではなくて事実として政治倫理委員会は判断をしたという確認でいいですか。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

議事録等々からの引用になりますので、これは事実確認ができているということで判断してきました。

○（平口朋彦君）

わかりました。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それでは、きょうはこれで終わりますけれども、次は、今言ったような作業を進めていきたいと思えます。

きょう、次の日程を決めたいと思えますので。いかがでしょうか。皆さん、いろいろ入っていると思うんですけども。

あしたはだめですよ。

何もない日に設定してもいいですか。皆さん、ご都合が入っているところありますか。

○（植田博巳君）

私きのうも言いましたけど、21日は絶対だめです。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

21日、月曜日だめね。月曜日は外してください。

○（中野康子君）

定期監査が21日、23日、24日、25日と入っているの、22日しかないんですが。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

22日は。

○（平口朋彦君）

祝日です。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

定期監査は何時。23日は。9時から。

○（中野康子君）

そうです。終わるのはね、大概4時。

29日まで入っちゃっているんですよ。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

25日が全然だめなんですよ、私が。

○（中野康子君）

あしたの午前中。

○（鈴木千津子君）

あしたの午前中はね。

○（中野康子君）

職員が準備なんだって。5市2町の当番市だから。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

例えばね、局長ね、準備の前というか、例えばあした9時ごろというのは、もうむこうに行っちゃっている。9時から1時間ぐらい無理。

そこしか無理だろう。あしたの9時。

○（平口朋彦君）

私は公務であれば、最優先にするのであれですけど。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員、どう。あしたの9時。早いけれども。オーケー。

○（中野康子君）

8時半ぐらいにして。

○（平口朋彦君）

8時半。8時半はさすがに。8時半だと私、読み聞かせがあるので。ごめんなさい。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

9時から1時間くらいということでもいいですか、あした。

それから、事務局をお願いしたいんですけども、この第10条の是正措置で、第1号から第3号まであるじゃないですか。この辺以外にもっとあれば、どういう方法があるのか、ちょっと調べておいてくれる。

○（中野康子君）

でも、ここの是正措置として三つのことしかないわけじゃないですか。だから、これを決める

だけでしょう。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ただ、これ以外にもっといい方法があればという話をしたんですけど。

○事務局書記（北原大輔君）

第3号の、「ほか委員会が必要と認める措置」という、その部分でどういったことがいいのかと。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

そこを言っている。

第1号、第2号はもう決められちゃっているけれども、その第3号の含みを持たせてあるでしょう。その含みの部分にどんなものがあるかというのを調べてもらいたいわけですが。

では、そんなことでよろしいですか。

○（植田博巳君）

その他で一つ。

2 協議事項 (2) その他

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ごめん、その他があったか。

○（植田博巳君）

その他で。ちょっと確認なんですけれども、事務局に確認になるのかもしれませんが、こういった政治倫理委員会が6回開催されております。そういった中で、この委員会をやるというような内容は、この委員でしか知り得ないというか、報告がございません。他の議員さんには、特にメールでも文書もいっていないということです。と思います。

○（平口朋彦君）

第2回まではホームページで公開されています。会議録。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

事務局書記。

○事務局書記（北原大輔君）

政治倫理委員会も他の常任委員会も特別委員会も、委員会全て含めまして、基本的には委員さんに招集通知というのは、委員さん宛てに送るものでありますので、委員さんのみ、開かれるという通知自体は送ってあるというのが現状です。ただ、例えば黒板に、この日に開催するというのが書いてあったりとかということと、あと例えばきょうの全協の中でも、月の行事予定というのが配られていますけど、きょうの段階で決まっているものに関しては入っていますので、そういったもので見ていただくというのが、ほかの委員会も含めて、政治倫理委員会も含めて今とっている対応ということになります。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

植田委員。

○（植田博巳君）

通常の委員会とか、そういうのだったらわかるんだけど、こういった対個人に対して申請が上がってきている内容について、やはり個人がどういった内容の経過をやっているのか、基本的には開催日も通知していないということですので、全てわからないと思います。自助努力でやることしかできないのかなと思いますので、こういう個人に対しての申請が上がった場合は、その個人に対して会議ごとの経過というのは、やっぱり報告する必要があるのかなと思うんですけど、そこら辺は規定にないし、そういうことで、そういう報告義務もないという解釈なのか、やはりこういう場合は報告したほうがいいというのか、そこら辺はちょっと確認したいんですけども。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ご案内のように、この委員会規定には、委員会で協議した結果を本人にその都度報告するというような規定もないものですから、特に必要はないという言い方は悪いかもしれないですけども、特にそういうことはしていないということになるかと思います。

それは、今までの倫理委員会でも、多分そういうことだと思いますけどもね。私も急遽、委員長になったものですから、その辺はよく昔のことはわからないんですけども、その辺はどうですかね。特に規定では、そういうことはうたっていないのはありましたね。

鈴木千津子委員。

○（鈴木千津子君）

私も、これまで何回か、今回のじゃなくて、これまでも何回か倫理委員会、開かれたことがあります。結果的にはどうあっても、そのときにも、私たちほかの議員には一切知らされませんでした。知りたければ、その後で自分で開いて見るとか、そういったことはできましたけれども、今、植田議員がおっしゃったように、本人もしくは周りの議員さんたちに、こういう質疑を現在していますと、そういったことは今まで一切通知を受けたことはありません。

参考のために。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

事務局。

○事務局書記（北原大輔君）

一点、あくまで、委員長も先ほど来、言われているんですが、行為に対してこの政治倫理委員会というのは開かれているもので、要求書のほうには個人的なお名前というのが入ったんですけども、それはその方がそういった事実行行為というのをやられたということであって、今、この政治倫理委員会で協議している内容というのは、誰がやったというよりも、その行為自体がどうだったかというところからというふうに思っています。

そういったこともあって、過去もずっとやっていなかったということなんですけれども、かなというふうに今、少し思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

最終的に、今、北原書記が言ったように、私も前々からずっと言っているんですけども、該当者がやられた行為に対して倫理委員会として、今後の議会運営に支障を来すことのないような形にもっていきたいという意味を踏まえて、是正措置等も考えていかななくてはならないものですから。というのは、さっき言った第3号の含みの部分である程度もう少し、当然、該当者に対して、あなたのこういった行為に対して倫理委員会としてはこういう措置をしますよというような形になるかと思うんですけども、その辺も余り個人攻撃にならないような形で、やった行為に対して今後の議会運営をスムーズに生かせるために、ぜひお願いしますよというような形でしていきたいと。もちろん、個人攻撃に最終的になるような形になっちゃうかもしれないですけども、一応、考え方としてはそんな考え方で委員会をしたいと思います。

それでは、これで終わります。

[午後 12時13分 閉会]